

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

（登録の取消し等）

第 19 条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五 略

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 略

（基準遵守義務）

第 21 条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

二 略

（勧告及び命令）

第 23 条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

二 略

三 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。